

## 出張や旅行等により滞在している市町村の選挙管理委員会です 不在者投票をされる方へ

令和5年4月9日（日）執行予定の富山県議会議員選挙について、滑川市の選挙人名簿に登録されている方で長期の出張や旅行中の方等、滑川市で期日前投票や選挙当日の投票ができない方は、滞在地の市町村選挙管理委員会です不在者投票ができます。

### ○不在者投票をすることができる期間・場所

期間：令和5年4月1日（土）から令和5年4月8日（土）まで  
場所：滞在地の市町村選挙管理委員会

### ○不在者投票の方法

- ① 『宣誓書（兼請求書）』に必要事項を記入し、滑川市選挙管理委員会に提出してください。郵送していただいても構いません。（但し、メールやFAXは不可。）
- ② 滑川市選挙管理委員会から、送付先に記載されている住所に、**投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書を入れた封筒**をお送りします。  
（開封厳禁となっているものは、絶対に開封しないでください。）
- ③ 送られてきたものを、上記期間内に、滞在地の市町村選挙管理委員会にそのままお持ちになり、不在者投票を行ってください。
- ④ 投票が終わりますと、滞在地の選挙管理委員会から滑川市選挙管理委員会に投票用紙が送付されます。

※ 請求から投票までには日数がかかりますので、日程に余裕をもって請求・投票をしてください。